# (被災した家屋について修理、改良等を行っている場合の評価)

[Q11] 特定非常災害の発生後においても被災後の現況に応じた固定資産税評価額が付されていない家屋について、特定非常災害の発生直後から課税時期までの間に修理、改良等を行っている場合にはどのように評価するのですか。

## $\lceil A \rceil$

特定非常災害により被災した家屋について特定非常災害の発生直後から課税時期までの間に修理、改良等が行われている場合には、その家屋の価額は、Q10(被災した家屋の評価)により計算した金額に特定非常災害の発生直後から課税時期までに投下したその修理、改良等に係る費用現価の 100 分の 70 に相当する金額を加算して評価します。

これを算式で示すと、次のとおりとなります。

## (算式) -

Q10により<br/>計算した金 +特定非常災害の発生直後から<br/>課税時期までに投下したその ×<br/>修理、改良等に係る費用現価70<br/>100

- = 特定非常災害により被災した家屋について修理、改良等を行っている場合 の家屋の価額
- (注) 1 Q10により計算した金額と修理、改良等(その価値を増すような工事 (増改築等)を除きます。)に係る費用現価の100分の70に相当する金 額の合計額が、特定非常災害の発生直前の家屋の価額を超える場合に は、特定非常災害の発生直前の固定資産税評価額により評価して差し支 えありません。
  - 2 ただし、特定非常災害により被災した家屋の修理に併せて、その価値 を増すような工事(増改築等)を行っている場合については、その工事 の費用現価の100分の70に相当する金額を上記算式により計算した価 額((注)1を含みます。)に加算します。

なお、特定非常災害により被災した家屋について修理、改良等が行われている場合であっても、その現況に応じた固定資産税評価額が付されている場合には、その固定資産税評価額を基として評価することになります。

(注)特定非常災害以外の災害により被災した場合においても、この取扱いに準じ て評価して差し支えありません。

#### 【関係法令等】

災害個別通達6

評価通達 89、91

# (参考)【設例】

### (前提)

特定非常災害の発生直前の固定資産税評価額 3,000 千円 特定非常災害により被災した家屋に適用された固定資産税の軽減の割合 10 分の 4 修理、改良等に係る費用現価 4,000 千円 うち、増改築等に該当する部分 1,000 千円

#### (計算)

- 1 Q10 により計算した金額 3,000 千円×1.0 倍- (3,000 千円×0.4) = 1,800 千円
- 4,000 千円×0.7 = 2,800 千円 ① 増改築等に該当しない部分
  - (4,000 千円-1,000 千円) ×0.7 = 2,100 千円 ② ①以外の部分(増改築等に該当する部分) 1,000 千円×0.7 = 700 千円
- 3 特定非常災害により被災した家屋について修理、改良等を行っている場合の家屋の価額 (限度額の計算)
  - 1,800 千円 (上記1の金額) + 2,100 千円 (上記2①の金額) = 3,900 千円 3,900 千円 > 3,000 千円 (特定非常災害の発生直前の家屋の価額を限度とします。)

# (評価額)

2 修理、改良等の費用

3,000 千円×1.0 倍+700 千円 (上記 2 ②の金額) = 3,700 千円